

受理年月日	令和2年12月17日	付託年月日	令和2年12月18日	所管委員会	総務財政委員会
番号	2 年 請 願 第 2 4 号				
件名	市男女共同参画課、女性活躍推進課のアミカス移転を見直すことについて				
請願者	南区平和一丁目21-52-303 福岡市男女共同参画課・女性活躍推進課のアミカス移転を見直す会 共同代表 富永 桂子 外 2人 (R2.12.17) 3人 (R3.2.18)				
紹介議員	成瀬[筆頭]、池田、山田、ついちはら、落石、宮浦、田中(た)、綿貫、松尾、荒木、森(あ)				
分割付託	なし				
要 旨	<p>福岡市男女共同参画基本計画(第4次)の原案において、企画立案部門である男女共同参画課、女性活躍推進課をアミカスに移転する案が出ています。しかし、両課を本庁から切り離しアミカスに移転することは、市の男女共同参画推進の後退であり、ジェンダー主流化へ向かう世界の流れに逆行するものと危惧し、今回アミカス移転の見直しを求めて請願しました。</p> <p>両課は、市のあらゆる施策が男女共同参画の視点を持って推進されるように、福岡市男女共同参画基本計画に基づき企画立案、調整し、総合的な見地から諸施策を着実に推進していく推進本部という重要な役割があります。両課が庁内にあってこそ、他部局との共働が緊密に行われ機動的な連携が図られ、他部局の実施する施策に企画立案の段階から男女共同参画の視点を取り入れることができます。また、市庁内においても、審議会等への女性の登用促進、市職員のワーク・ライフ・バランス、市女性職員の管理職等への登用促進、男女共同参画に関する職員研修の実施、ジェンダーの視点による市刊行物のチェックなど、男女共同参画の推進が図られていきます。</p> <p>他方、アミカスは、福岡市男女共同参画を推進する条例第25条に、市が男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による取組を支援するための拠点施設と定められ、また、福岡市男女共同参画推進センター条例第2条では、研修や相談、資料の備え等、市民への支援を事業として定めており、両課とは役割が異なります。アミカスのレベルアップを図るためには、これまでの事業の在り方を検証し、業績を上げている全国の男女共同参画センターの事業を取り入れ、館長をジェンダー関連の専門家とするなどの方策が必要であると考えられます。</p> <p>国では内閣府に男女共同参画局を置いて男女共同参画推進の強化を図っています。市も国に倣って、両課は市長に近い部局に置き、アジアのリーダー都市にふさわしく、市長のリーダーシップの下、国連が提唱する持続可能な開発目標(SDGs)の、特に第5目標のジェンダー平等に向けた先進的取組を期待します。両課を本庁から切り離しアミカスに移転することは、市の男女共同参画推進の後退であり、ジェンダー主流化へ向かう世界の流れに逆行するものと言えます。</p> <p>よって、以下の事項を請願します。</p> <p>1. 市男女共同参画課、女性活躍推進課の福岡市男女共同参画推進センター・アミカスへの移転を見直すこと。</p>				
審 査	令和 年 月 日	結 果	委員会		
年 月 日	令和 年 月 日		令和 年 月 日		
	令和 年 月 日		本会議		
		令和 年 月 日			

令和2年12月17日

福岡市議会議長

阿部 真之助 様

請願者

「福岡市男女共同参画課・女性活躍推進課のアミカス移転を見直す会」

共同代表

815-0071	福岡市南区平和 1-21-52-303	富永桂子
814-0175	福岡市早良区田村 2-1-17	緒方豊子
811-3115	古賀市久保 1352-36	石原豊子

構成団体 19団体

女性会議福岡、アクティブ・ペアレンティングジャパン、アジア女性センター、LGBTの家族と友人をつなぐ会in福岡、親と子のひろばはらっぱSUN、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡、NPO法人ジェンダー平等福岡市民の会、自律・自立支援倶楽部(J's)、ゼミナールFUKUOKA21ジェンダー研究会、一般社団法人大学女性協会福岡支部、NPO法人博多ウィメンズカウンセリング、BPW福岡クラブ「福岡虹の会」、福岡市女性翼の会、福岡市男女共同参画推進パートナークラブ、NPO法人福岡ジェンダー研究所、福岡女性学研究会、離婚と相続のADRセンター、北京JACふくおか、ワーキング・ウィメンズ・ヴォイス

(50音順)



請願の趣旨

福岡市男女共同参画基本計画（第4次）の（原案）において、企画立案部門である男女共同参画課・女性活躍推進課をアミカスに移転する案が出ています。しかし男女共同参画課・女性活躍推進課を本庁から切り離しアミカスに移転することは、福岡市の男女共同参画推進の後退であり、ジェンダー主流化へ向かう世界の流れに逆行するものと危惧し、今回アミカス移転の見直しを求めて請願いたしました。

男女共同参画課・女性活躍推進課は、福岡市のあらゆる施策が男女共同参画の視点を持って推進されるように、福岡市男女共同参画基本計画に基づき企画立案、調整し、総合的な見地から諸施策を着実に推進していく推進本部という重要な役割があります。男女共同参画課・女性活躍推進課が庁内にあるからこそ、他部局との共働が緊密に行われ機動的な連携が図られ、他部局の実施する施策に企画立案の段階から男女共同参画の視点を取り入れることができます。また、市庁内においても、審議会等への女性の登用促進、市職員のワーク・ライフ・バランス、市女性職員の管理職等への登用促進、男女共同参画に関する職員研修の実施、ジェンダーの視点による市刊行物のチェックなど、男女共同参画の推進が図られていきます。

他方アミカスは、福岡市男女共同参画を推進する条例第25条に「市が男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による取り組みを支援するための拠点施設」と定められ、また、福岡市男女共同参画推進センター条例第2条では、研修や相談、資料の備え等、市民への支援を事業として定めており、男女共同参画課・女性活躍推進課とは役割が異なります。アミカスのレベルアップをはかるためには、これまでの事業のありかたを検証し、業績を上げている全国の男女共同参画センターの事業を取り入れ、館長をジェンダー関連の専門家とするなどの方策が必要であると考えられます。

国では内閣府に男女共同参画局を置いて男女共同参画推進の強化を図っています。福岡市も国に倣って、男女共同参画課並びに女性活躍推進課は市長に近い部局に置き、「アジアのリーダー都市」にふさわしく、市長のリーダーシップの下、国連が提唱する「持続可能な開発目標」(SDGs)の、特に第5目標の「ジェンダー平等」に向けた先進的取り組みを期待します。男女共同参画課・女性活躍推進課を本庁から切り離しアミカスに移転することは、福岡市の男女共同参画推進の後退であり、ジェンダー主流化へ向かう世界の流れに逆行するものといえます。

請願事項

福岡市男女共同参画課・女性活躍推進課の、福岡市男女共同参画推進センター・アミカスへの移転の見直しを請願いたします。